令和６年度２月　第１１回　あま市農業委員会総会議事録

開 催 日 時　令和７年２月２０日（木）　午前１０時００分　～　午前１０時３０分

開 催 場 所　あま市役所　２階　B会議室

出　席　者

農　業　委　員　会　委　員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏　　名	出欠	番　号	氏　　名	出欠
1	太田　昌史	出席	推１	櫻井　博文	出席
2	辻本　雅之	出席	推２	毛利　康夫	出席
3	山田　昌弘	出席	推３	村上　英夫	出席
4	近藤　哲夫	出席	推４	伊藤　幸夫	出席
5	竹嶋　肇	出席	推５	小鹿　正実	出席
6	宮崎　君恵	出席	推６	竹田　隆義	出席
7	片岡　伴造	出席	推７	大平　悦司	出席
8	木全　和光	出席	推８	丹羽　敦	出席
9	山田　英史	出席	推９	水谷　鋼造	出席
１０	木村　日登美	出席			
１１	鈴木　義雄	出席			
１２	近藤　善成	出席			
１３	武藤　多津美	欠席			
１４	塚本　隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
事務局長	今枝　勲男	書　　記	伊藤　秀樹

傍　聴　人　なし

提 出 議 案

日程第１	議事録署名委員の指名
日程第２	会期の決定
日程第３	議案第３４号 農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４	議案第３５号 農地法第４条の規定による許可申請について
日程第５	議案第３６号 農地法第５条の規定による許可申請について
日程第６	議案第３７号 農用地利用集積等促進計画について
日程第７	議案第３８号 地域計画について
日程第８	報告第２８号 農地法第５条の規定による届出について
	報告第２９号 農地法第１８条の規定による通知について
	報告第３０号 現況証明願について
	報告第３１号 賃借料情報について

議　長　　（あいさつ）

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１３人、推進委員の出席数は９人です。武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和６年度２月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議　長　　日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。

２番辻本雅之委員及び３番山田昌弘委員を指名します。

議　長　　日程第２「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　長　　異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議　長　　日程第３　議案第３４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

この議案には村上委員に関係する事項がありますので、あま市農業委員会総会規則第１７条の規定により、村上委員には一時退席していただきます。

（村上委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　（説　明）

それでは、議案第３４号について説明いたします。

３－３８番につきまして、説明いたします。

参考資料は１～２ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福宮東地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

３－３９番につきまして、説明いたします。

参考資料は３～４ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は甚目寺稲荷地内の田の共有持ち分の持分移動となっております。

３－４０番につきまして、説明いたします。

参考資料は５～６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波南屋敷地内の畑の同一世帯内での生前贈与となっております。

３－４１番につきまして、説明いたします。

参考資料は７～８ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田町田地内の田の同一世帯内での生前贈与となっております。

３－４２番につきまして、説明いたします。

参考資料は９～１０ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町徳実苗代向地内の畑の所有権移転による経営開始となっております。１月１４日にヒアリングを行い、許可相当の判断をいただいております。

３－４３番につきまして、説明いたします。

参考資料は１１～１２ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田江東本町地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、２月１８日に鈴木委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　議案第３４号につきましては、鈴木委員に現地確認を行っていただきましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員　議案第３４号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議　長　ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第３４号について、何かご質問等はございますか。

議　長　他にご質問も無いようですので採決に移ります。

議案第３４号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　全員挙手です。よって、議案第３４号は承認されました。

それでは、村上委員に戻っていただきます。

議　長　日程第４　議案第３５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を

議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　（説　明）

議案第３５号について説明いたします。

４－２番について説明いたします。

参考資料は１３～１４ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺屋敷地内の畑で、駐車場への転用となっております。申請者は東側隣接地に居住しております。家族の成長に伴い、自動車台数が増え、駐車場が不足する状況をなっているため、所有農地のうち最も耕作に適していない本申請地を駐車場として利用するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。第３種農地であるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、２月１７日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、２月１８日に鈴木委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　議案第３５号につきましては、鈴木委員に現地確認を行っていただきましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員　議案第３５号につきましては、現地を確認しましたが、農地の転用について問題はありませんでした。

議　長　ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第３５号について、何かご質問等はございますか。

議　長　他にご質問も無いようですので採決に移ります。

議案第３５号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　全員挙手です。よって、議案第３５号は承認されました。

議　長　日程第５　議案第３６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　（説　明）

議案第３６号について説明いたします。

５－４０番について説明いたします。

参考資料は１５～１６ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島高畑地内の畑で、分家住宅への転用で使用貸借権設定となっております。借受人は現在、名古屋市西区に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、戸建て住宅の建築を検討しましたが、条件に合う土地がなく、母親に相談したところ、母親の所有する申請地に分家住宅を建築してはどうかと話があり、家族で検討した結果、当該土地に建築することとなったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から３００ｍ以内の農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。第３種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－４１番について説明いたします。

参考資料は１７～１８ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田廻間地内の田で、駐車場への転用で所有権移転となっております。譲受人はあま市内に本店を置き、申請地の近接地にて運送業を営んでおります。現在借りているトラックの駐車場を返却することとなり、別で駐車場用地を確保しようとしていたところ、当該地の譲受けの内諾をいただけたため、今回の申請となっております。なお、こちらの案件については、９月の総会の際に農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－４２番について説明いたします。

参考資料は１９～２０ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島九之坪地内の田及び畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。譲受人は申請地北側にて医療診療所及び介護事業を行っている医療法人です。事業の拡大に伴い、屋外リハビリスペースの確保や、利用者やスタッフの増加に伴い駐車場が不足する状況となり、新たな用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受けの内諾を頂けたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。第３種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－４３番について説明いたします。

参考資料は２１～２２ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は乙之子元苗場地内の畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。譲受人は稲沢市内に本店を置き、申請地の北西隣接地に美和工場を構え、プラスチック製品の製造・加工業を営んでおります。事業の拡大に伴い、駐車場スペースが不足する状況となり、駐車場用地を確保しようとしていたところ、当該地の譲受けの内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－４４番について説明いたします。

参考資料は２３～２４ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島九之坪地内の畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。譲受人は申請地西側に本店を置き、建築資材・土木工事資材の販売業を営んでおります。事業の拡大に伴い、資材置場等が不足する状況となったため、資材置場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受けの内諾を頂けたため、現在の駐車場を資材置場へ変更し、申請地に駐車場を設置するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から３００ｍ以内の農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。第３種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－４５番について説明いたします。

参考資料は２５～２６ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町徳実十九西切地内の畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。譲受人は福岡県古賀市に本店を置き、申請地の東側隣接地に名古屋工場を構え、厨房機器の製造販売業を営んでおります。名古屋工場東側道路があま市の道路拡張により買収され、駐車場スペースが不足する状況となり、駐車場用地を確保しようとしていたところ、当該地の譲受けの内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。既存施設の拡張ため、転用の許可が見込めます。

以上につきましては、２月１７日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、２月１８日に鈴木委員と現地調査をさせていただいております。

議　長　　鈴木委員に現地確認を行っていただきましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員　　議案第３６号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでした。

議　長　　ただ今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第３６号について、何かご質問等はございますか。

議　長　　ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第３６号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員です。よって、議案第３６号は承認されました。

議　長　　日程第６　議案第３７号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　（説　明）
議案第３７号について説明いたします。
申請件数につきましては１１件、貸付地面積は１２，５９８㎡、借受者は３名となっております。利用権設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題が無いことを事務局として確認しております。

議　長　　ただ今、事務局から説明ありました、議案第３７号について、何かご質問等はございますか。

議　長　　ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第３７号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第３７号は承認されました。

議　長　　日程第７　議案第３８号「地域計画について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　（説　明）

議案第３８号について説明いたします。

地域計画についての説明をさせていただきます。

先日の座談会でもお話をさせていただきましたが、地域計画とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和７年３月末までに地域の農業者の話し合いに基づき、１０年後の地域農業の将来の在り方を定めるものです。あま市における地域計画の策定地区については、旧町単位とした七宝地区、美和地区、甚目寺地区の３地区を策定地区とし、策定対象エリアについては、農業振興地域内農用地、いわゆる青地を計画対象エリアとしております。あま市の計画策定にあたり、１２月と２月に座談会を開催し、頂いた意見を基に計画案を作成し、公告後の意見申し出期間を経て計画策定となります。策定後に皆様にも計画書をお渡しさせていただきます。

本日の議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第１９条の規定に基づき、計画策定・変更時には関係機関の意見聴取を行うものと規定されているため議案にてお諮りするものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今、事務局から説明がありました、議案第３８号について、何かご質問等はございますか。

議　長　　他にご質問も無いようですので採決に移ります。

議案第３８号を意見無しとしてあま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第３８号は承認されました。

議　長　　日程第８　報告第２８号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第２９号「農地法第１８条の規定による通知について」、報告第３０号「現況証明願について」、報告第３１号「あま市賃借料情報（令和６年分）について」を事務局から報告願いします。

事務局　　（報　告）

議　長　　ただ今事務局から報告がありました、報告第２８号、報告第２９号、報告第３０号、報告第３１号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議　長　　ご質問も無いようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　長　　異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、３月１９日（水）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年3月19日

議　　長　太田　昌史

署 名 委 員　辻本　雅之

署 名 委 員　山田　昌弘